

令和8年度 第2回(7月分～9月分)湖西市再生資源売払い(金属類)

仕様書

1. 引取品目及び見込量

品目	見込量 kg/月	引き取りにかかるコンテナ等		引取頻度 (目安)
		コンテナ	その他	
① アルミ缶プレス塊	4,000kg/月			3回/月
② スチール缶プレス塊	890kg/月			1回/月
③ リサイクルプラザから排出されるアルミチップ	730kg/月	1ヶ	大型車	2回/月
④ リサイクルプラザから排出されるスチールチップ	5,690kg/月	2ヶ	大型車	6回/月
⑤ その他の金属(エマル銅)	10kg/月	2ヶ	ドラム缶	1回程度/月
⑥ その他の金属(皮付き銅線)	310kg/月	2ヶ		
⑦ その他の金属(モーター付き銅)	360kg/月	3ヶ	ドラム缶	
⑧ その他の金属(アルミサッシ)	60kg/月	2ヶ		
⑨ その他の金属(鍋・釜・フライパン)	300kg/月	3ヶ		
⑩ その他の金属(ステンレス)	260kg/月	2ヶ		
⑪ その他の金属(自転車)	1,100kg/月			3回/月
⑫ その他の金属(焼却残さ)	3,500kg/月	2ヶ	大型車	2回/週
⑬ その他の金属(上記以外)	11,000kg/月	2ヶ	ロールボックス大	6回/月

- ・引取見込量は、令和7年5月～令和8年4月末までの搬出実績から算出。
- ・引取見込量に対し、実際の引取量は増減する。
- ・⑫その他の金属(焼却残さ)は、焼却工程にて焼却できなかった金属等。
- ・⑬その他の金属(上記以外)は、破碎処理困難物(スプリング・金網等)も含まれる。
- ・ベッドマットのスプリングについては、パレット(市所有)に積載した物を引き取るか、フォークリフトでの回転が可能である鞆付きのコンテナを用意すること。
- ・引き取りにかかるコンテナの大きさは1m×2m×1m ～ 1.5m×1.5m×1m程度とする。
- ・コンテナにはコンテナの重量(パレットでの積み込みの場合は、パレットの重量)を記載しておくこと。
- ・大型車はフォークリフトでコンテナを開けられる程度の荷台のものとすること。使用するフォ

ークリフトは「トヨタ 8FB-25、8FB-15」である。

2. 引取方法等

- (1) 引取場所は湖西市環境センターとする。
- (2) 引取日時については、原則として、環境センターの指示に従わなければならない。
なお、引取に際しては、環境センターの運営に支障の出ないように協力すること。
- (3) 引取車両については、高さが 3.5m 以下の車両を使用すること。
- (4) 引取にかかるコンテナ等については「1. 引取見込量」の表に記載のとおり引取業者が用意すること。
- (5) 環境センターからは、引取業者が設置したコンテナ等での引取を基本とする。
- (6) プレス形成品の引取の際に、パレットを複数使用する場合は、事前に用意すること。
- (7) 契約期間内に長期の休日等で引取不可となる期間がある場合は、契約時に環境センターに通知すること。
- (8) 休日受入日、繁忙期、引取業者の休日に応じて設置コンテナ等を増やすこと。
- (9) 休日受入日の設置コンテナ等の増設を行う場合は、前金曜日の 15 時ごろに設置し、翌月曜日の 9 時までに回収することを原則とする。
- (10) 契約後、分別品目の細目化には可能な限り応じるが、コンテナ等の増設については、引取業者が負担することとする。
- (11) 積み込み作業は引取業者が行うこと（チップ類は除く）。
- (12) 引取業者が前回と変わる場合、新引取業者は、契約開始日の前営業日の 13 時から 16 時の間にコンテナ等の設置を行うことを原則とする。また、契約期間中の最終営業日の午前中までに引取及びコンテナ等の回収を行うこと。
- (13) 契約期間内であっても、コンテナ等の回収（引き揚げ）を行った後に発生した品目については、新引取業者が引取の権利を有する。
- (14) 引取業者が次回も同じ場合でも、原則として契約期間内の最終営業日には引取を行い、コンテナを空にすること。

3. 支 払 い
- ・ 毎月末締めとし、翌月 7 日までに品目ごとの引取数量を報告すること。
 - ・ 確認後、廃棄物対策課から納入通知書を送付する。（消費税は別途請求するものとし、端数は総額に対して円未満切り捨て）
 - ・ 支払いは、納入通知書に記載された期日までに支払うこと。
 - ・ 支払いは、湖西市指定金融機関に限る（コンビニ納付不可）。

4. 契 約
- 決定業者は、すみやかに契約を締結すること。

5. その他
- 本仕様書に定めのない事項については、双方の協議の上、決定するものとする。